

番 号 : 140091

国 名 : アフリカ地域

担当部署 : 南アフリカ共和国事務所

案件名 : HIVエイズ対策のモニタリング評価システムと実施の強化(モニタリング評価能力強化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : モニタリング評価能力強化
- (2) 格 付 : 3～4号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年4月下旬から2015年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.80M/M、現地 15.67M/M、合計 16.47M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次派遣	第1次国内	第2次派遣	第2次国内
5日	182日	2日	91日	2日
第3次派遣	第3次国内	第4次派遣	整理期間	
107日	2日	90日	5日	

本業務においては4回の渡航により業務を実施することを想定しています。現地業務日程については「10.特記事項(1)」をご参照の上、プロポーザルで提案してください。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月9日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 (http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	保健行政能力強化に係る各種業務
対象国/類似地域	南アフリカ、ボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド、ジンバブエ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

サブサハラアフリカのHIV陽性者は2350万人(UNAIDS 2012年)であり、世界全体の陽性者の69%を超え、新たにHIVに感染する者の72%が同地域に集中していると報告されている。サブサハラアフリカの中でも、特に南部アフリカ地域は世界最多のHIV陽性者数を抱える南アフリカ、世界でもHIV感染率が高いスワジランドを始めとし、南部アフリカ地域の6カ国のみで、サブサハラアフリカ全体のHIV陽性者の約1/4を占めている。そして、南部アフリカ地域のHIV/エイズの蔓延は、保健医療の問題を超えて、支援を必要としている「エイズ遺児とHIV/エイズのために弱い立場に置かれた子どもたち(Orphans and Vulnerable Children: OVC)」の増加や労働人口の減少による経済発展の阻害等の大きな社会問題を生んでいる。

このような状況下、南アフリカ及びボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド政府からの要請を受けて、JICAは2008年度から2011年度まで南アフリカ政府公共サービス・管理省(Department of Public Service and Administration: DPSA 以下、南アフリカDPSA)へ専門家を派遣して「南部アフリカ地域 HIV/エイズ対策のモニタリング評価システムと実施の強化」(以下、フェーズ1)を実施し、上記5カ国におけるHIV/エイズ対策のモニタリング評価に係る人材育成を支援してきた。フェーズ1では、HIV/エイズ対策のモニタリング評価に係る研修を実施しただけではなく、開発パートナーと協働して「東南部アフリカ地域におけるHIVエイズ対策のモニタリング・評価の標準カリキュラム(以下、標準カリキュラム)」を作成した。フェーズ1の取り組みにより、HIV/エイズ対策のモニタリング評価に係る能力強化の重要性は広く認識され、また収集されるデータの質が改善した等の報告があげられている。しかし、フェーズ1では、各国のカウンターパート(C/P)が自らモニタリング評価の研修を計画・実施するまでには至らなかった。

南部アフリカ諸国においてHIV/エイズの蔓延は依然として深刻であり、各国において対策が急がれているところ、南アフリカ及びボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランドに加えてジンバブエ政府から我が国に対して新たな支援が要請され、2013年1月から2016年1月までの3年間の事業(以下、フェーズ2)が開始された。これまで、モニタリング評価能力強化専門家及び保健人材育成・研修管理専門家、研修実施促進専門家が、それぞれ2013年1月～6月、2013年1月～2014年3月、2013年10月～2014年3月というスケジュールで南アフリカDPSAへ派遣されている。フェーズ2では、各国の関係機関自らによってモニタリング評価に係る研修が実施されるために、モニタリング評価に係る研修が制度として定着することを目標としている。より詳細な計画としては、成果1：政府や国家エイズ委員会におけるモニタリング評価の実施者及び管理者の知識や技術の向上、成果2：HIV/エイズ対策の主流化とモニタリング評価における高等教育機関の役割の明確化と能力強化、成果3：各国における取り組みの共有、成果4：HIV/エイズ対策の主流化に係る指標の開発、が設定されている。成果1、3に係る活動として、2013年6月には上記6カ国の政府機関及び国家エイズ委員会、学術機関、市民組織を対象に標準カリキュラムを用いた第三国研修が実施され、また各国においてもモニタリング評価に係る現地国内研修が実施された。加えて、成果1、2、4に係る活動として、特に南アフリカにおいてHIV/エイズ対策のモニタリング評価フレームワークやHIV/エイズ対策の主流化のモニタリング指標案が開発された。

7. 業務の内容

本業務は、フェーズ2でこれまで実施した活動の内容・課題を整理し、保健人材育成・研修管理専門家及びC/Pと協働で第三国研修及び南アフリカにおける現地国内研修の実施支援を行うこと、また、C/Pが行うHIV/エイズ対策のモニタリング評価及び主流化業務に対して助言・支援を行うことを目的とする。なお、第三国研修と南アフリカにおける現地国内研修は共に、2014年度と2015年度にそれぞれ1回ずつ実施することを想定している。各国における主たるC/Pは以下の通りである。南アフリカDPSA、ボツワナHIV調整委員会、レソト保健省、ナミビア保健・社会サービス省、スワジランド保健省及びHIV/エイズ緊急対策委員会、ジンバブエ保健・児童福祉省。

なお、本業務では南アフリカを拠点としながらも、現地派遣期間の半分ほど、ボツワナ、レソ

ト、ナミビア、スワジランド、ジンバブエへの出張を予定している。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

(1) 国内準備期間 (2014年5月中旬)

- ①プロジェクト関係資料(専門家業務完了報告書、第三国・現地国内研修報告書、標準カリキュラム等)を確認し、フェーズ2の内容及び進捗状況について把握する。
- ②当該地域におけるHIV/エイズ対策のモニタリング評価に関連する資料を確認し、本業務に係る項目の抽出・分類等の整理を行う。
- ③JICA南アフリカ事務所と調整の上で、現地における業務内容を整理する。
- ④資料を分析し、課題を整理した上で、現地業務工程表を含む全体ワーク・プラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(2) 第1次現地派遣期間 (2014年5月下旬～2014年11月下旬)

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びC/Pに全体ワーク・プランを提出し、説明・確認を行う。
- ②既にフェーズ2で実施した第三国・現地国内研修報告書を精査し、保健人材育成・研修管理専門家及びC/Pと協働で第三国研修の計画を立案する。なお、想定している計画の主要項目は以下のとおり。
 - ・ 対象セクター(政府機関、国家エイズ委員会、教育機関、市民組織等)
 - ・ 対象レベル(中央、地方等)
 - ・ 責任機関と実施機関
 - ・ 対象者と人数
 - ・ 人材育成・能力強化のトピック/テーマ(HIV/エイズ対策の主流化、教育機関におけるモニタリング評価研修の制度化等)
 - ・ 研修の評価方法
 - ・ 予算額
- ③上記②で作成された第三国研修計画に基づいて、C/Pと共に実施支援を以下のとおり行う。
 - ・ 研修実施準備のモニタリングを行う。
 - ・ 研修会場の選定と借り上げ等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。
 - ・ 研修講師等としてJICA南アフリカ事務所がローカルコンサルタントを傭上する場合には、JICA南アフリカ事務所と主に業務監理や助言を行う。
- ④研修実施機関と協議を実施し、第三国研修実施報告書(和文・英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びC/Pへ提出し、説明する。
- ⑤各行政レベル(中央、州、郡、市町村)で南アフリカ政府が四半期毎に行うHIV/エイズ対策のモニタリング評価の実施状況を把握し、同活動を促進するために必要なニーズを把握する。そして、これらのニーズの中から南アフリカにおける現地国内研修として取り組む課題を抽出し、現地国内研修の計画を策定する。なお、想定している主要項目は以下のとおり。
 - ・ 対象セクター(政府機関、国家エイズ委員会、教育機関、市民組織等)
 - ・ 対象レベル(中央、地方等)
 - ・ 責任機関と実施機関
 - ・ 対象者と人数
 - ・ 実施機関と実施時期
 - ・ 研修のトピック/テーマ
 - ・ 研修の評価方法
 - ・ 予算額
- ⑥上記⑤で策定された現地国内研修計画に基づき、南アフリカの現地国内研修の実施支援を以下のとおり行う。
 - ・ C/Pと共に、研修実施準備のモニタリングを行う。
 - ・ 会場の選定と借り上げ等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。

- 研修講師等として南アフリカ事務所がローカルコンサルタントを備上する場合には、南アフリカ事務所と共に業務監理や助言を行う。
 - ⑦上記⑥で実施された南アフリカの現地国内研修について、C/Pに対して研修効果の測定及び取りまとめを支援する
 - ⑧既にフェーズ2で作成されたHIV/エイズ対策の主流化のモニタリング指標案について、その内容・課題を整理し、関係省庁との意見交換等を行い、C/Pに対して最終化について助言、指導を行う。
 - ⑨南アフリカで約2ヶ月に1度開催される保健・HIV/エイズ開発パートナー会合(世界保健機構とドイツ国際協力公社が共同議長)や他の当該地域で行われる開発パートナー会合に出席する等して、フェーズ2における活動・成果を共有し、積極的に連携を図る。
 - ⑩第1次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びC/Pに提出し、報告する。
- (3) 第1次国内作業期間(2014年12月上旬)
- ①JICA人間開発部に第1次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
 - ②JICA南アフリカ事務所と調整の上で、第2次現地派遣期間における業務内容を整理する。
 - ③現地業務工程表を含む第2次現地派遣ワーク・プラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。
- (4) 第2次現地派遣期間(2015年1月下旬～2015年4月中旬)
- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びC/Pに第2次現地派遣ワーク・プランを提出し、説明・確認を行う。
 - ②保健人材育成・研修管理専門家が主に担当するボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド及びジンバブエにおける現地国内研修の機会を活用して、当該地域の大学等の教育機関や研修機関におけるモニタリング評価研修の制度化やHIV/エイズ対策の主流化について、C/Pに対して技術支援を行う。なお想定している技術支援は以下のとおり。
 - 教育機関の教授・講師が標準カリキュラムの概要と構造を理解するために、ワークショップの講師を務める。
 - 標準カリキュラムを活用して、教育・研修機関が当該国の現状に合致したカリキュラムを開発するにあたり、開発ツール(例：標準カリキュラムに含まれる各モジュールの重要度レート表)を作成する。
 - ③既にフェーズ2で作成されたHIV/エイズ対策のモニタリング評価フレームワークについて、その内容・課題を整理し、関係省庁との意見交換等を行い、南アフリカDPSAIに対して最終化について助言、指導を行う。
 - ④南アフリカで約2ヶ月に1度開催される保健・HIV/エイズ開発パートナー会合(世界保健機構とドイツ国際協力公社が共同議長)や他の当該地域で行われる開発パートナー会合に出席する等して、フェーズ2における活動・成果を共有し、積極的に連携を図る。
 - ⑤第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びC/Pに提出し、報告する。
- (5) 第2次国内作業期間(2015年4月下旬)
- ①JICA人間開発部に第2次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
 - ②JICA南アフリカ事務所と調整の上で、第3次現地派遣期間における業務内容を整理する。
 - ③現地業務工程表を含む第3次現地派遣ワーク・プラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。
- (6) 第3次現地派遣期間(2015年5月上旬～2015年8月下旬)
- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びC/Pに第3次現地派遣ワーク・プランを提出し、説明・確認を行う。
 - ②各行政レベル(中央、州、郡、市町村)で南アフリカ政府が四半期毎に行うHIV/エイズ対策

のモニタリング評価の実施状況を把握し、同活動を促進するために必要なニーズを把握する。そして、これらのニーズの中から南アフリカにおける現地国内研修として取り組む課題を抽出し、現地国内研修の計画を策定する。なお、想定している主要項目は、(2)第1次現地派遣期間の⑤に記載しているとおり。

- ③上記②で策定された現地国内研修計画に基づき、南アフリカの現地国内研修の実施支援を以下のとおり行う。
 - C/Pと共に、研修実施準備のモニタリングを行う。
 - 会場の選定と借り上げ等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。
 - 研修講師等として南アフリカ事務所がローカルコンサルタントを備上する場合には、南アフリカ事務所と共に業務監理や助言を行う。
- ④上記③で実施された南アフリカにおける現地国内研修について、C/Pに対して研修効果の測定及び取りまとめを支援する
- ⑤南部アフリカ開発共同体が各国に対して収集するように定めているHIV/エイズ対策の主流化に係る指標のデータ収集について、南アフリカの関係省庁においてこれらのデータ収集が定着するよう南アフリカDPSAIに対して助言、指導を行う。
- ⑥南アフリカDPSAが南アフリカの各省庁に対して行うHIV/エイズ対策の主流化政策のアドボカシー活動について、助言、指導を行う。
- ⑦南アフリカで約2ヶ月に1度開催される保健・HIV/エイズ開発パートナー会合(世界保健機構とドイツ国際協力公社が共同議長)や他の当該地域で行われる開発パートナー会合に出席する等して、フェーズ2における活動・成果を共有し、積極的に連携を図る。
- ⑦⑧3次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びC/Pに提出し、報告する。

(7) 第3次国内作業期間(2015年9月上旬)

- ①JICA人間開発部に第3次現地業務結果報告書を提出し、報告する。
- ②JICA南アフリカ事務所と調整の上で、第3次現地派遣期間における業務内容を整理する。
- ③現地業務工程表を含む第4次現地派遣ワーク・プラン(英文)を作成し、JICA人間開発部へ提出し、説明する。

(8) 第4次現地派遣期間(2015年9月中旬～2015年12月上旬)

- ①現地業務開始時にJICA南アフリカ事務所及びC/Pに第4次現地派遣ワーク・プランを提出し、説明・確認を行う。
- ②フェーズ2の活動・成果を当該地域で共有するため、保健人材育成・研修管理専門家及びC/Pと協働で第三国研修の計画を立案する。なお、想定している計画の主要項目は以下のとおり。
 - 対象セクター(政府機関、国家エイズ委員会、教育機関、市民組織等)
 - 対象レベル(中央、地方等)
 - 責任機関と実施機関
 - 対象者と人数
 - 予算額
- ③上記②で作成された第三国研修計画に基づいて、JICA南アフリカ事務所及びC/Pと共に実施支援を以下のとおり行う。
 - 研修実施準備のモニタリングを行う。
 - 研修会場の選定と借り上げ等、研修実施に必要なロジスティック業務を行う。
 - 研修講師等としてJICA南アフリカ事務所がローカルコンサルタントを備上する場合には、JICA南アフリカ事務所と主に業務監理や助言を行う。
- ④研修実施機関と協議を実施し、第三国研修実施報告書(和文・英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びC/Pへ提出し、説明する。
- ⑤南アフリカで約2ヶ月に1度開催される保健・HIV/エイズ開発パートナー会合(世界保健機構とドイツ国際協力公社が共同議長)や他の当該地域で行われる開発パートナー会合に出席

する等して、フェーズ2における活動・成果を共有し、積極的に連携を図る。

- ⑥第4次現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICA南アフリカ事務所及びC/Pに提出し、報告する。

- (9) 帰国後整理期間(2015年12月中旬)

- ①専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA人間開発部に提出し、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワーク・プラン(英文3部: JICA南アフリカ事務所、JICA人間開発部、C/P)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文3部: JICA南アフリカ事務所、JICA人間開発部、C/P)
記載項目は以下のとおり。
①業務の具体的内容
②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部)
記載項目は以下のとおり。
①業務の具体的内容
②業務の達成状況
③業務実施上遭遇した課題とその対処
④プロジェクト実施上での残された課題
⑤その他
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。航空経路は 日本⇄ヨハネスブルグ とします。
- (2) 現地派遣期間の日当・宿泊費およびその他原価の逓減について
現地派遣期間の日当・宿泊費およびその他原価については、全期間、規定額を上限に見積書に計上すること。ただし、精算時には実際の業務日数に基づき、必要に応じて逓減させた金額を精算対象とする。
- (3) 直接人件費・その他原価
直接人件費・~~その他原価~~の見積もりは、南アフリカ1か国のみでの業務を想定し、作成すること。ただし、現地業務のその他原価率については逓減せず、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」に記載の率(法人110%、個人82%)を上限に計上することとし、必要に応じて精算時に戻入等の対応を取るものとする。
- (4) 臨時会計役
以下に記載の一般業務費については、南アフリカ事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。
①通信運搬費(インターネット通信や業務用携帯電話通信等)
②旅費・交通費(業務従事者が南アフリカから近隣国へ出張する際の航空賃等)
③会場借り上げ費(現地国内研修の実施会場等)
臨時会計役とは、会計役としての職務(例: 現地業務費の受け取り、支出、精算)を必要な

期間(例：現地業務期間)に限り、JICAから委嘱される方のことを言います。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

第1次現地派遣期間は2014年5月下旬～11月下旬、第2次現地派遣期間は2015年1月下旬～4月中旬、第3次現地派遣期間は2015年5月上旬～8月下旬、第4次現地派遣期間は2015年9月中旬～12月上旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。各派遣期間の日数もある程度振り替えが可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

・保健人材育成・研修管理専門家

③便宜供与内容

南アフリカ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

第1次現地派遣で南アフリカに到着時及び南アフリカから近隣各国へ初めて出張する際のみ便宜供与あり

イ) 宿舍手配

第1次現地派遣で南アフリカに到着時及び南アフリカから近隣各国へ初めて出張する際のみ便宜供与あり

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第1次現地派遣開始時における南アフリカC/P及び南アフリカから近隣各国へ初めて出張する際の各国C/Pとの協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供

南アフリカDPSA内の執務スペース提供

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部保健第二課(TEL:03-5226-8360)にて配布します。

- ・フェーズ1報告書及び標準カリキュラム
- ・フェーズ2における専門家業務完了報告書、第三国・現地国内研修報告書

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト基本情報(ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>国別検索>分野課題別一覧>プロジェクト基本情報)

(3) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②公用旅券作成及び査証取得に時間がかかるため、契約締結は4月下旬を予定しています。

③南アフリカ及びボツワナ、レソト、ナミビア、スワジランド、ジンバブエ国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室及び南アフリカ事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上